

株式等の決済期間短縮化に関するお知らせ

**2019 年 7 月 16 日 (火) のお取引 (約定分) より
株式等の受渡日が 1 営業日早まります**

受渡日のスケジュールイメージ

現在	取引日			4 営業日目 受渡日
	T	T + 1	T + 2	T + 3
2019 年 7 月 16 日 以降の約定分	取引日		3 営業日目 受渡日	
	T	T + 1	T + 2	

制度変更前後の取引日、受渡日のスケジュール

取引日	受渡日までのスケジュール					
	7/11(木)	7/12(金)	7/16(火)	7/17(水)	7/18(木)	7/19(金)
7/11(木)	取引日 T	T + 1	T + 2	受渡日 T + 3		
7/12(金)		取引日 T	T + 1	T + 2	受渡日 T + 3	
制 度 変 更						
7/16(火)			取引日 T	T + 1	受渡日 T + 2	
7/17(水)				取引日 T	T + 1	受渡日 T + 2

※7 月 15 日 (月) は祝日のため、7 月 13 日 (土) から 7 月 15 日 (月) までは休業日となります。

制度変更日
■ 2019 年 7 月 16 日（火）
主な変更点、ご留意事項
■ 買付有価証券及び売付代金のお客さまへの受渡しがこれまでより1営業日早まり、取引日から起算して3営業日目（T+2日）に行われます。 ■ 権利付売買最終日が、決算日等の権利確定日から起算して3営業日前の日になります（現在は4営業日前の日）。
当社の主な取扱い商品のうち決済期間短縮化の対象となるもの
（１）国内上場株式等の委託取引 国内の金融商品取引所（東証、名証、福証、札証）に上場している株式等（株式、ＥＴＦ、ＲＥＩＴ、ＣＢ等）について、当該各市場への委託注文。 なお、株式については、東証上場外国株式を含みます。 （２）国内株式および外国株式の国内店頭取引 国内の金融商品取引所に上場している株式等および国外の金融商品取引所に上場している株式等（弊社が国内店頭取扱いに指定している銘柄）について、弊社とお客さまとの相対で行う国内店頭取引。 （３）国内債券および外国債券の国内店頭取引 国債（個人向け国債を含む）および一般債（地方債、政府保証債、社債等）のリテール取引ならびに外国債券について、弊社とお客さまとの相対で行う取引。 （４）外国株式の委託取引 ① 発注日（現地約定日）が国内約定日となる市場（香港、上海、深セン、韓国、シンガポール、マレーシア、インドネシア）への委託注文。 ■ 制度変更前後のお取引につきましては、7月16日（火）の発注（現地約定）及び国内約定となるお取引から決済期間短縮化の対象となり、この場合、受渡日は7月18日（木）となります。 ② 発注日（現地約定日）の翌日が国内約定日となる市場（米国、欧州、英国）への委託注文。 ■ 制度変更前後のお取引につきましては、7月12日（金）の発注（現地約定）、7月16日（火）の国内約定となるお取引から決済期間短縮化の対象となり、この場合、受渡日は7月18日（木）となります。 ● <u>投資信託のお取引については、変更ございません。</u>
※2019 年 6 月 21 日現在の情報に基づくものです。

信用取引等の委託保証金の差入期限等の変更

(1) 新規建玉時に委託保証金(委託保証金30%および現金保証金10%)不足となった場合の、委託保証金への差入期限

新規建玉約定日	差入期限
現在	建約定日の翌々営業日の午後3時 (午後3時は弊社が設定している 差入期限です)
2019年7月16日約定分以降	建約定日の翌々営業日の <u>正午</u>

(2) 維持率(20%)割れが発生した場合の解消期限

追証発生日	解消期限
現在	追証発生日の翌々営業日の午後3時 (午後3時は弊社が設定している 解消期限です。)
2019年7月16日発生分以降	追証発生日の翌々営業日の <u>正午</u>

※発行日決済取引についても同様に差入期限等が繰り上がります。

■ ご不明な点がございましたら、お取引店または岡三カスタマーセンターまで
お問合せください。